

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県食品総合衛生管理認証要綱（抜粋）

高知県食品総合衛生管理認証要綱（抜粋）

（定義）

（定義）

第2条（略）

第2条（略）

（1） 認証 食品の製造、加工、調理又は販売等を行う食品取扱施設（法第55条第1項に基づき許可を受けた施設及び法第57条第1項に基づき届け出た施設をいう（器具及び容器包装の製造等に係る施設を除く。）。）に対し、知事が定めた基準（以下「認証基準」という。）以上のHACCPに沿った衛生管理を実施していると認められる施設について、知事が食品総合衛生管理認証施設（以下「認証施設」という。）として適当であると判断し、認めることをいう。

（1） 認証 食品の製造、加工、調理又は販売等を行う食品取扱施設（法第52条に基づき許可を受けた施設及び令和2年3月31日付け薬生食監発0331第2号「営業届出業種の設定について」に示された業種に該当する施設をいう（器具及び容器包装の製造等に係る施設を除く。）。）に対し、知事が定めた基準（以下「認証基準」という。）以上のHACCPに沿った衛生管理を実施していると認められる施設について、知事が食品総合衛生管理認証施設（以下「認証施設」という。）として適当であると判断し、認めることをいう。

なお、認証は、原則、製品の範囲又は製品で行うこととする。

なお、認証は、原則、製品の範囲又は製品で行うこととする。

（2）（略）

（2）（略）

（認証の申請）

（認証の申請）

第8条 高知県食品総合衛生管理の認証を受けようとする営業者は、別記第1号様式による申請書に、別表1で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

第8条 高知県食品総合衛生管理の認証を受けようとする営業者は、別記第1号様式による申請書に、別表で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2（略）

2（略）

（認証の変更）

（認証の変更）

第12条（略）

第12条（略）

（1） 認証施設の名称、屋号又は商号

（1） 認証施設の名称、屋号又は商号の変更

（2）～（3）

（2）～（3）（略）

(4) その他認証書の記載内容の変更

2 知事は、前項の届出により認証書の記載内容を変更する必要がある場合、認証書を書き換えて交付するものとする。

(認証の廃止)

第14条 (略)

(1) ~ (4) (略)

(5) 認証されたHACCPに沿った衛生管理方法を変更したとき
(軽微な変更を除く)

(認証の有効期間)

第15条 認証の期間は、認証した日が属する月から起算して5年後の月末とする。

2 前項の規定にかかわらず、令和6年4月1日以降に決定した認証の期間は、令和11年3月31日までとする。

3 令和3年4月1日以降の認証(令和3年3月31日までに申請されたものを除く)であって、第16条第4項に定める措置が適用されていないものにあつては、令和6年3月31日までに別表2に掲げる書類を知事に提出した場合、認証の期間を令和11年3月31日まで延長することができる。

4 知事は、前項の手続を受けた場合、認証書を書き換えて交付するものとする。

(更新の手続き)

第16条 (略)

2 前項の規定により、更新しようとする認証営業者は、当該認証期間終了日の2月前までに、別記第1号様式に別表1で定める書

(4) 認証されたHACCPに沿った衛生管理方法(軽微な変更を除く。)

(認証の廃止)

第14条 (略)

(1) ~ (4) (略)

(認証の有効期間)

第15条 認証の期間は、認証した日が属する月から起算して5年後の月末とする。

(更新の手続き)

第16条 (略)

2 前項の規定により、更新しようとする認証営業者は、当該認証期間終了日の2月前までに、別記第1号様式に別表で定める書類

類を添えて、知事に提出しなければならない。

3 前項の申請であって、現に受けている認証に係る書類に変更がないと認められる場合は、別表1で定める書類を省略することができる。

4 (略)

(認証の取消し等)

第18条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 法第60条第1項及び法第61条の規定による処分を受けたとき。

(5)～(6) (略)

2～4 (略)

(認証の特例)

第20条 ISO22000、FSSC22000、JFS-B又はCを受けている場合にあっては、そのことを証する書類を添付の上、第8条の規定による認証第3ステージの申請を行うことができる。この場合において、別表1で示す書類の提出は省略することができる。また、申請書の提出を受けた保健所長等は第9条の規定による現地調査及び確認を、審査会は第10条第2項の規定の審査をそれぞれ省略することができる。

2 (略)

附則

1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定は平成28年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和11年3月31日限りで、その効力を失う。

を添えて、知事に提出しなければならない。

3 前項の申請であって、現に受けている認証に係る書類に変更がないと認められる場合は、別表で定める書類を省略することができる。

4 (略)

(認証の取消し等)

第18条 (略)

(1)～(3) (略)

(4) 法第55条第1項及び法第56条の規定による処分を受けたとき。

(5)～(6) (略)

2～4 (略)

(認証の特例)

第20条 ISO22000、FSSC22000、JFS-B又はCを受けている場合にあっては、そのことを証する書類を添付の上、第8条の規定による認証第3ステージの申請を行うことができる。この場合において、別表で示す書類の提出は省略することができる。また、申請書の提出を受けた保健所長等は第9条の規定による現地調査及び確認を、審査会は第10条第2項の規定の審査をそれぞれ省略することができる。

2 (略)

附則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定は平成28年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和6年1月25日から施行する。ただし、第12条第1項及び第14条の改正規定は令和6年4月1日から施行する。
- 2 第8条及び第16条の規定に関わらず、令和6年4月1日以降は認証の申請及び更新を受理しないものとする。
- 3 第11条の規定に関わらず、令和6年10月1日以降は認証の決定を行わないものとする。

別表1（第8条、第16条、第20条関係）

（略）

別表2（第15条関係）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 <u>認証の期間の延長にかかる申立書</u>2 <u>認証書</u> |
|---|

別記

別表（第8条、第16条、第20条関係）

（略）

別記

第3号様式（第12条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所 (法人の場合は主たる事務所の所在地)

フリガナ
氏名 (法人にあっては名称及び代表者の職・氏名)

電話番号

高知県食品総合衛生管理認証申請事項変更届

高知県食品総合衛生管理認証要綱第12条第1項の規定に基づき、下記により届出します。

記

施設の名称		
施設の所在地		
認証の年月日		
変更事項	変更前	
	変更後	
変更年月日		
変更の理由		
備考		

添付書類

- 1 認証書の内容が変わる場合は、認証書
- 2 変更内容を確認できる書類

第3号様式（第12条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所 (法人の場合は主たる事務所の所在地)

フリガナ
氏名 (法人にあっては名称及び代表者の職・氏名)

電話番号

高知県食品総合衛生管理認証申請事項変更届

高知県食品総合衛生管理認証要綱第12条の規定に基づき、下記により届出します。

記

施設の名称		
施設の所在地		
認証の年月日		
変更事項	変更前	
	変更後	
変更年月日		
変更の理由		
備考		

添付書類

- 1 認証書の内容が変わる場合は、認証書
- 2 変更内容を確認できる書類